

# 漁業権免許申請書等記載要領

## I 免許申請

### 1 漁業権免許申請書様式（様式第1号）

- (1) 添付書類は一覧表を参考に記載。
- (2) 不要な記載は削除。
- (3) 複数の漁業権で同じ書類の添付が必要な場合に、1部のみ添付する場合は、省略の旨を記載し、添付を省略できる。

### 2 住民票の写し

- 個人番号（マイナンバー）の記載が無いものを提出すること。

### 3 定款

- 原本であることを証する旨を記載すること（要証明者の印）。

### 4 登記事項証明書

- 原本を添付すること。

### 5 事業計画書（様式第2号）

- 1～4のうち、該当するものを使用する。

### 6 誓約書（様式第3号）

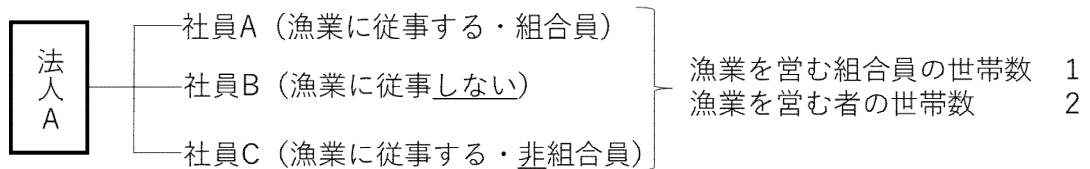
- 氏名の欄は自署が必要。 組合や法人の場合、代表者が自筆する。

### 7 漁業法第72条第2項第一号の要件をみたすことを証する書類（様式第4号の1）

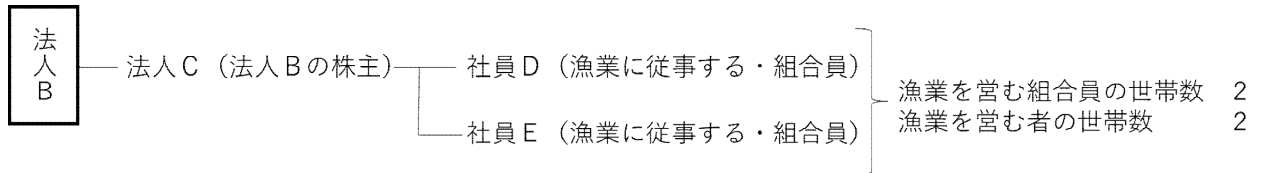
- (1) 類似漁業権として設定された区画漁業権について、大分県漁業協同組合が免許申請を行う場合に添付。
- (2) 申請者が漁業法第72条第2項第一号の適格性を有するか（関係地区内に住所を有し、当該区画漁業を営む者の属する世帯の2／3以上を含む組合か）の判断資料。
- (3) 次のことに留意すること。
  - ・ 県漁協代表理事組合長名で作成。
  - ・ 地区漁業運営委員長による内容に相違ない旨の署名・押印が必要。（8において同じ。）
  - ・ 記載内容に相違ない旨について、市町村長名での証明が必要。関係地区が複数の市町村にまたがる場合は、市町村毎に作成する（8において同じ。）
  - ・ 市町村に証明を依頼した際に添付した一覧表を添付すること。
- (4) 「当該漁業を営む者」が法人（株式会社にあつては公開会社でないも

の)である場合の「世帯数」の計算方法は、次のとおり。(漁業法第72条③、8・9において同じ。)

- ① 法人Aが「当該漁業を営む者」で、漁民が法人Aの直接の組合員、社員又は株主になっている場合  
⇒法人Aの組合員、社員又は株主のうち、法人Aが営む漁業に従事する者の世帯の数により計算。



- ② 法人Bが「当該漁業を営む者」で、法人Cが法人Bの組合員、社員又は株主に、漁民が法人Cの組合員、社員又は株主になっている場合  
⇒法人Cの組合員、社員又は株主のうち、法人Bが営む漁業に従事する者の世帯の数により計算。



## 8 漁業法第72条第2項第二号の要件をみたすことを証する書類(様式第4号の2)

- (1) 共同漁業権又は新規の区画漁業権に対し、漁業協同組合が免許申請を行う場合に添付。
- (2) 申請者が漁業法第72条第2項第二号の適格性を有するか  
(海面) 関係地区内に住所を有し、年90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の2/3以上を含む組合か  
(内水面) 関係地区内に住所を有し、年30日以上水産動植物を採捕又は養殖する者の属する世帯の2/3以上を含む組合か  
の判断資料。
- (3) 以下、7に同じ。

## 9 組合総会議事録の抄本

- (1) 漁業協同組合の免許申請の場合に添付。
- (2) 次のことに留意すること。
- ・水産業協同組合法第50条(特別議決事項)の規定に基づく議決であることを明記すること。
  - ・議事録原本(理事の押印が完了しているもの)の必要箇所をコピーし、末尾に原本証明すること。
  - ・議案毎の議決結果がわかるものを添付すること(参考様式参照)。

## 10 代表者選定届（様式第5号）等

- (1) 共同申請を行う場合に添付。
- (2) 併せて、共同申請を行う理由及び漁場の利用形態等を定めた行使契約も添付する。

## 11 規約

- 定款が存在しない場合に添付。

## 12 組合員・社員名簿

- (1) 漁業協同組合の場合は、7又は8で添付する一覧表で省略が可能。
- (2) 法人の場合は、社員の氏名及び住所を記載したもの。

## 13 漁場の敷地所有者の同意等を証する書類

- (1) 漁場の敷地が他人の所有に属する場合に添付。
- (2) 様式は任意だが、どの漁業権に対する同意かを明記すること。

## 14 増殖計画書（様式第6号）

- (1) 第五種共同漁業権の免許申請時に添付。
- (2) 漁業法第168条の規定により、漁業権魚種の増殖（コイは除く）を行う場合に免許する。

## Ⅱ 行使規則認可申請

### 1 共同（区画）漁業権行使規則認可申請書（様式第7号）

- 漁業協同組合の行使規則認可申請に使用。不要な記載は削除すること。

### 2 漁業法第106条第4項の書面同意書（区画漁業権・第一種共同漁業権）

- (1) 漁業法第106条第4項の書面同意を経たことの確認資料。
- (2) 留意事項は以下のとおり。
  - ・書面同意は、総会の決議前に取得しておくこと。
  - ・複数枚にわたる場合、頁ごとに何に対して同意なのかを明記。
  - ・氏名を自署する場合は押印不要（住所の記載は任意）。やむを得ない事情により自署ができない場合は、記名押印（実印）とし、印鑑証明を添付すること。
  - ・また、各頁の「小計欄」にその頁の同意者の数を記入する。
  - ・同意の対象者が法人の場合は、法人1者を1名と計算する。
- (3) 書面同意の範囲
  - ①類似漁業権として設定される区画漁業権の場合  
→組合員のうち、免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者であって、関係地区内に住所を有する者。

②類似漁業権以外（新規）の区画漁業権・共同漁業権の場合

（海面）

→組合員のうち、免許の際において沿岸漁業を営む者であって、関係地区内に住所を有する者。

（内水面）

→組合員のうち、免許の際において水産動植物の採捕又は養殖を営む者であって、関係地区内に住所を有する者。

※「組合員」には准組合員を含む点に注意。

（４）関係地区毎の「組合員数」「同意者数」を書面同意者数集計表（様式第8号）に入力し、漁業権単位で2／3以上の同意を得ていることを確認すること。

### Ⅲ 遊漁規則認可申請

#### 1 第5種共同漁業権遊漁規則認可申請書（様式第9号）

- 内水面における第5種共同漁業権遊漁規則認可に使用。
- 添付資料について、行使規則認可申請と同じ書類（総会議事録等）を添付する場合は、その旨を記載することで省略可能。